

京 都 大 学 学 際 融 合 教 育 研 究 推 進 セ ン タ ー 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 センターにセンター長を置く。</p> <p>2 センター長は、京都大学の専任の教授のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 センター長は、センターの所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>2 センター長は、京都大学の<u>理事又は専任の教授</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 } 4 } (同 左)</p> <p>附 則 この要項は、令和4年4月1日から実施する。</p>